平成29年度さいたま市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度さいたま市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

医療機器等整備事業 事業費

| (1) | 病 | 床 | 数 | | 5 6 7 床 |
|-----|-------|---------|-----|---------|---------|
| (2) | 年 間 入 | 院患者 | 数 | 166, | 4 4 0 人 |
| (3) | 年 間 外 | 来 患 者 | 数 | 239, | 120人 |
| (4) | 一日平均 | 入院患者 | 数 | | 4 5 6 人 |
| (5) | 一日平均 | 外来患者 | 数 | | 980人 |
| (6) | 主要な建 | 設 改 良 事 | 業 | | |
| | 市立病院施 | 設整備事業 | 事業費 | 6,002,9 | 27千円 |

182,979千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

ılπ

| | | 4 Х | 人 | | |
|-----|-----------|------------|---|----------|----------|
| 第1款 | 病院事業収益 | | | 16, 227, | 151千円 |
| 第1項 | 医 業 収 益 | | | 14,666, | 788千円 |
| 第2項 | 医 業 外 収 益 | | | 1, 496, | 957千円 |
| 第3項 | 特 別 利 益 | | | 63, | 406千円 |
| | | 支 | 出 | | |
| 第1款 | 病院事業費用 | | | 16,227, | 151千円 |
| 第1項 | 医 業 費 用 | | | 15,541, | 701千円 |
| 第2項 | 医業 外費 用 | | | 596, | 194千円 |
| 第3項 | 特 別 損 失 | | | 88, | 5 4 4 千円 |
| 第4項 | 予 備 費 | | | | 7 1 2 千円 |
| | | | | | |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,068,131千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補塡するものとする。)。

入

| 第1款 | 資本日 | 的収 | 入 | 5,438,963千円 |
|-----|-----|----|---|-------------|
| 第1項 | 企 | 業 | 債 | 5,317,800千円 |
| 第2項 | 出 | 資 | 金 | 112,982千円 |

収

 第 3 項
 固定資産売却代金
 1 千円

 第 4 項
 国 庫 補 助 金
 4,090千円

 第 5 項
 県 補 助 金
 4,090千円

 支
 出

第1款資本的支出6,507,094千円第1項建設改良費6,323,792千円第2項企業債償還金183,302千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事項 | 期間 | |
|---------------------|--------------------------|-----------|
| 市立病院建替工事CM業務 | 平成 29 年度から 平成 31 年度まで | 32,400 千円 |
| 市立病院環境影響評価事後調査書作成業務 | 平成 29 年度から 平成 31 年度まで | 19,872 千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------------|----------------|------------|--|--|
| 市立病院立体駐車場建設工事 | 132, 400 千円 | 普通貸借 | 5.0%以内 (ただし、利 率見し方式 で借り入れる 資金につの見 | 政府資金等についてはその融 資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものによる。ただし、財政 |
| 市立病院建替事業 | 5, 185, 400 千円 | 又は 証券発行 | 直しを行った にお は、当該見に と が 見に お が 見に と が ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま | の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら ない。

(1) 給 与 費

7,579,087千円

(2) 交 際 費

4 1 4 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,773,593千円と定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水勇人